

応援金 FAQver20201221

Q：応援金は事業所ごとに20万円ずつ配分しなければならないのか？

法人の裁量に任せられるのか。

A：法人の裁量で配分して頂いて結構です。

Q：同一法人内の対象事業所以外の事業所にも配分してよいか。

A：同一法人においても、対象事業所以外への支給費用には対象になりません。

ただし、法人内での事情において、法人全体において一時金等の支給をしたい場合には、各対象事業所へ支給した費用分が、法人が受け取った応援金交付額総額を上回る場合は、その配分が明確に示すことができる限りにおいては使用して構いません。

Q：職員に支給した場合にかかる社会保険料分は対象額内に含めてよいか。

A：差し支えありません。

Q：第1号様式のその他添付書類の「債権者登録書」は何か？

A：支払い口座申出書と読み替えて頂いて結構です。

Q：交付請求書の日付と松戸市指令の番号はどう書けばよいか。

A：すべて空欄で提出してください。

Q：交付申請書（第1号様式）の日付はどの時点を記入するか。

A：申請書を発送する日で結構です。

Q：応援金で支給した額は源泉徴収が必要か。

A：支給の形態によって異なるので、当方では回答できない。税務署または担当税理士等にご相談をお願いします。

Q：衛生用品の購入費に充てたいが、どのようにするか。

A：原則としてこの応援金の趣旨は従事者への慰労等が目的であって、従事者が家族のみの場合等の例外的な対応として、衛生用品の購入費用への充当を認めていることを考慮していただきたい。

その上で、任意様式で結構ですが、「当該事業所の従事者と協議の上、応援金の一部（全部）を感染対策の衛生用品等費用として使用することを申し出する。」旨を記載した文書を、交付申請書類に加えて提出してください。

なお、参考様式を後日 HP で掲示する予定です。

また、交付決定を受けた後に、変更する場合は、『まつどの福祉・介護・子どもを支えるひと応援金の交付決定に係る内容変更申請書』（第3号様式）に任意様式を添付して申請してください。

Q：衛生用品の購入にあてる際に従業員の同意書等を提出する必要はあるか。

A：同意書等の提出は必要ありませんが、法人内部において従業者と十分に協議し、後々トラブルとならないよう、法人内での協議手続きは遺漏なく実施して頂いた上で、法人代表者が申し出をしていただくということをご理解ください。

Q：衛生用品の購入費に充てる場合、以前購入した費用に充てられるか。

A：原則として令和2年4月28日以後に購入した場合においてを対象とします。

Q：介護・障害・子どもの分野をすべて運営する法人において、各担当部署に申請し、交付を受けた場合、法人として全体を合計し、法人の裁量で介護・障害・子どもそれぞれの分野での交付決定額の配分を変えて支給してもよいか。

A：差支えありません。

ただし、実績報告の提出時には、各課から交付された額が、どのように配分されたのかが明確に分かる資料を、各課への実績報告に提出していただくこととなりますので、その点をご了承ください。

(5月20日追記)

Q：訪問看護・通所リハビリ・訪問リハビリにおける、いわゆる「医療みなしの事業所」も対象となるか。

A：医療みなしの事業所については、令和2年2月以降に介護保険サービスの実績がある事業所を対象とします。

(12月21日追記)

Q：衛生用品を購入した場合は実績報告時に何を提出すればよいか。

A：購入した物品と金額、支払をしたことが確認できるもの（振込明細書や領収書等の写し）のご提出をお願いいたします。

Q：実績報告の際、複数の事業所で申請を出した場合に、従業員の所属を明記する必要はあるか。

A：給料明細等に事業所名が記載されていない場合には、申請している事業所のどちらの従業

員に当たるかを、別紙一覧などを作成してご提出ください。